

安全保障貿易管理

学内事務手続き マニュアル



日本女子大学

学務部研究支援課

近年、安全保障に関連する重要な先端技術情報の流出の懸念が高まる中、大学における研究活動の国際化を一層進展するためには、機微技術の悪用を防ぐ適切な管理を実施することが重要です。このマニュアルは、安全保障貿易管理について、国の管理規制や必要な手続きを記したものです。輸出管理への理解を深めていただき、国際的な人的交流や海外出張・共同研究等に際し、的確なご対応をお願いいたします。

安全保障貿易管理とは

安全保障貿易管理とは、国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物（装置・試料等）及び技術が大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等に渡ることを防ぐための管理規制です。大学の組織として、安全保障貿易管理体制に基づき輸出管理を行うことは、輸出者等遵守基準等の法令により義務化されています。

どんな活動が該当するか

安全保障貿易管理では、海外への**貨物の輸出**、**技術の提供**が対象となります。大学では関係のない活動に思われがちですが、大学においても以下のような様々な機会があり、外国為替及び外国貿易法（外為法）の規制の対象となり**経済産業省へ許可申請が必要となる場合があります**。

- ・ **海外出張**
国際会議等での発表、展示、打合せ 等
- ・ **研究試料等の海外への送付、持ち出し**
実験装置、試料、試作品等の送付・持ち出し、自作の研究資機材の携行・海外送付 等
- ・ **外国の大学や企業、研究者との共同研究**
実験装置の貸与、実験装置の改良・開発、電子メールやUSBメモリ等による技術情報の提供、会議・打合せ 等
- ・ **外国の研究者、留学生、訪問者等の受入**
研究指導、技術指導・技能訓練、授業・会議・打合せ、実験装置の使用、電子メールやUSBメモリ等による技術情報の提供、研究施設の見学、実験装置の説明、研究内容の説明、説明資料の配付 等
- ・ **非公開の講演会・展示会**
技術情報を口頭で提供、パネル展示 等

〈**貨物の輸出**〉貨物が日本の国境を超える場合は、すべて輸出となります。

（例）装置、試料、試作品等の物品類（部品類含む）を海外に送付する、持ち出す、返品する

〈**技術の提供**〉設計・製造・使用全ての段階における技術データ・技術支援等。国内でも発生します。

（例）設計図・数式・仕様書・マニュアル・プログラム等の技術データの提供（口頭伝達、メール送信・クラウドサービスでの提供、紙・USBメモリ等の記憶媒体での伝達）、技術指導・討議 等

→p.8「**技術の内容と提供の形態**」参照

技術の提供に際して

規制技術※1について、以下のような取引を行う場合には経済産省への許可申請が必要とされており、**地理的概念と人的概念の両面から対外取引が規制されています**。人的概念による対外取引においては、**相手が日本人であっても非居住者や特定類型に該当する居住者となる場合があるため注意が必要です**。

- ・ **外国において提供することを目的とした取引、電子データを外国へ送信する行為**
- ・ **居住者から非居住者・特定類型に該当する居住者※2へ提供することを目的とした取引**

※1 原則、**リスト規制**該当の貨物に関連する技術（貨物の設計・製造又は使用に必要な特定の情報）が**規制対象**

※2 **特定類型**とは、居住者が非居住者（外国政府・外国法人）から強い影響を受けている状態

（例）国内に拠点を持たない外国企業と兼業している本邦企業の従業員、外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者 等

→p.9「**居住者と非居住者、特定類型に該当する居住者**」参照

→「**役務通達**」別紙1-3(特定類型の該当性の判断に係るガイドライン)に従った**事前確認手続き**が必要

規制の内容

外為法令で規制される貨物・技術は、**リスト規制対象**、**キャッチオール規制対象**、**規制対象外**に分類されます。

リスト規制とは

安全保障貿易管理において、許可の取得が義務付けられる貨物・技術を示したものです。

規制対象 …武器や兵器等の開発等に転用される可能性の高い貨物や技術（政省令で定める品目）

- ・規制対象の貨物→「輸出令別表第1」
 - ・規制対象の技術→「外為令別表」
- p.6「**リスト規制一覧**」、[「貨物・技術のマトリクス表」](#) 参照
- ・規制される貨物や技術の仕様（スペック）→「貨物等省令」

対象地域 …全ての国・地域

キャッチオール規制（補完的輸出規制）とは

提供技術や輸出貨物がリスト規制に該当しない場合であっても、用途、需要者等によって輸出許可申請が必要な場合があります。**インフォーム要件**と**客観要件**の2つの要件により規制されており、どちらかに該当する場合には、許可申請が必要となります。

規制対象 …リスト規制品目以外の全品目（食料品、木材等は除く）※1

→[「16項貨物・キャッチオール規制対象品目表」](#)

対象地域 …輸出令別表第3の地域(グループA)※2を除く地域

許可が必要となる要件

- ・**インフォーム要件**：経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合
- ・**客観要件**：輸出者が**用途確認**又は**需要者確認**を行った結果、以下のいずれかに該当する場合
 - 大量破壊兵器等※3の開発、製造、使用又は貯蔵等に用いられるおそれがある場合
 - 通常兵器※4の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合

〈**用途確認**〉 輸出又は提供を行う貨物又は技術について用途の観点から確認する

- ①大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵 若しくは
- ②別表に掲げる行為※5に用いられるか 又は
- ③仕向地が**輸出令別表第3の2に掲げる国・地域**※6であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるか

〈**需要者確認**〉 輸出又は提供を行う貨物又は技術について需要者の観点から確認する

- ①大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵を行う（行った）か 又は
- ②**外国ユーザーリスト**※7に該当するか

※1 大量破壊兵器等の開発等、通常兵器の開発・製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物を輸出又はこれらの技術を提供する場合には、注意が必要 →p.7・8「**用いられるおそれの強い貨物例**」 参照

※2 輸出令別表第3の地域（グループA）…輸出管理が適正に行われていると認められる以下の27か国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

※3 大量破壊兵器等…「リスト規制一覧」第2～4項

核兵器、軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤、軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置、300km以上運搬することができるロケット、300km以上運搬することができる無人航空機（部分品含む）

※4 通常兵器…「輸出令別表第1」の1の項のうち大量破壊兵器等を除く貨物

→p.6「**リスト規制一覧**」 参照（第1項、第5～15項）

※5 別表に掲げる行為（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令）

- ・核燃料物質又は核原料物質の開発等
- ・核融合に関する研究
- ・原子炉（発電用軽水炉を除く）又はその部分品若しくは附属装置の開発等
- ・重水の製造
- ・核燃料物質の加工
- ・核燃料物質の再処理
- ・以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
 - － 化学物質の開発又は製造（[告示](#)で定めるものを除く）
 - － 微生物又は毒素の開発等
 - － ロケット又は無人航空機の開発等
 - － 宇宙に関する研究（[告示](#)で定めるものを除く）

※6 輸出令別表第3の2に掲げる国・地域（国連武器禁輸国・地域）

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

※7 外国ユーザーリスト…大量破壊兵器の開発等へ関与が懸念される企業・組織（大学、研究機関を含む）として経済産業省が公表しているリスト（経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html> 参照）

→リストに掲載されている企業・組織の所在国：アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、エジプト、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、ロシア

例外規定（特例）

貨物の輸出や技術の提供に際して、リスト規制に該当する貨物や技術であっても、例外規定に当たる場合は、許可を取得する必要はありません。ただし、**相手先やその用途に懸念がある場合等、該当しないケースもありますので、慎重な検討が必要です。**

貨物に関する主な特例

- ・ **出張等でパソコンを海外に持ち出す場合**：コンピュータはリスト規制の対象貨物ですが、市販のノート型パソコンは、輸出許可申請が必要な仕様に該当しないと考えられます。高性能なものであっても、短期間の海外出張等の場合に携帯するものや、税関に申告の上別送するもので、本人の使用に供すると認められるものであれば、輸出許可申請の手続きは不要です。
- ・ **少額特例**：一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの
- ・ **部分品少額特例**：輸出しようとする貨物のごく一部として規制対象となる貨物が組み込まれている場合

技術に関する主な特例

- ・ **公知の技術提供**：公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引で以下に該当するものをいいます。

→★「貿易関係貿易外取引に関する省令」平成十年通商産業省令第八号

- － イ．新聞、書籍、ネットワーク上等で既に不特定多数の者に公開されている技術の提供
- － ロ．学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- － ハ．工場見学コース、講演会や展示会等で不特定多数の者が入手、聴講可能な技術の提供
- － ニ．ソースコードが公開されているプログラムの提供
- － ホ．学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

〈該当する例〉

- ・ 不特定多数の者が入手又は閲覧可能とするために論文発表や学会発表等で公表すること
- ・ 特定多数の者に無償で閲覧可能とするためのHPへの掲載
- ・ 不特定多数の者を対象とする又は不特定多数の者に公開されている技術を内容とするオンライン講座
- ・ 市販された教科書を用いるなど、公表された情報を用いて行う講義や実習
- ・ 学会等で公知とするために発表した技術の範囲内での質疑・応答の内容
- ・ 論文の学会発表に当たり、手続上必須となる査読のために学会や査読者に当該論文を送ること

〈該当しない例〉…相手先に守秘義務を課す場合や不特定多数の者が知りえない場合

- ・ 学会参加者に守秘義務を課して発表を行う等、すべての技術を公知とするための技術提供ではない場合

- ・アクセス時に会員認証等を行うインターネット上への掲載
- ・特定の聴講資格を設けている、不特定多数の者に公開されていないオンライン講座
- ・ある化学物質を製造する場合において、化学物質の化学式は公知であったとしても、化学物質を製造するための個別の製法、製造工程、諸条件などが公知となっていない場合
- ・論文等で発表するために投稿中の技術を外国で又は非居住者に対し提供する場合

・ **基礎科学分野の研究活動**：「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」をいいます。

- －宇宙の生成過程に関する研究
- －素粒子理論に関する研究 等

〈該当しない例〉

- ・産学連携に係る共同研究で、研究が特定の製品への応用を目的としている場合

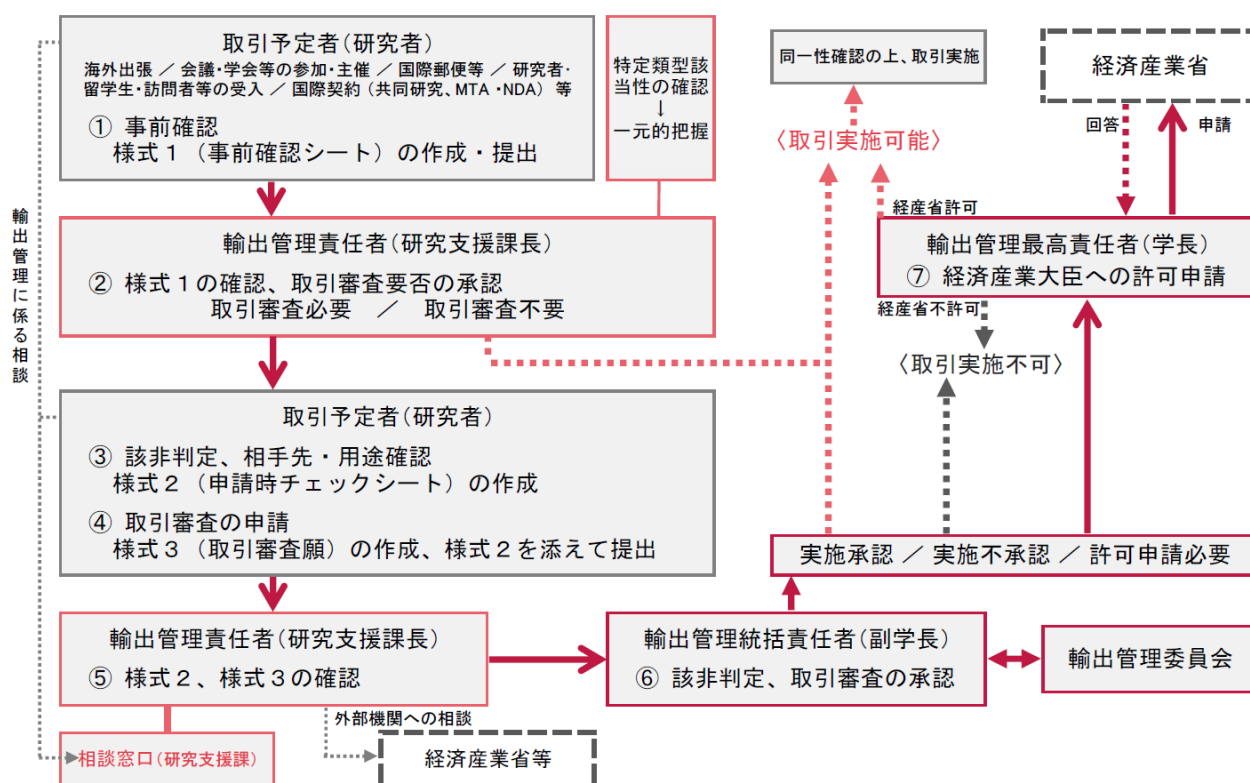
・その他の特例：

- －工業所有権の出願又は登録に必要な最小限の技術提供
- －貨物の輸出に付随して提供される据付や操作等の必要最小限の使用の技術提供（プログラム等除外あり、当該貨物の性能等が向上する技術は除く）
- －プログラムの提供に付随して提供されるインストールや修理等のための必要最小限の使用の技術提供（プログラム等除外あり、プログラムの機能等が向上する技術は除く）
- －コンピュータや通信関連貨物の設計・製造・使用に係る市販のプログラムの提供（提供先により需要者確認が必要な場合あり）

学内における手続き

海外との研究活動が想定される場合は、安全保障上の懸念の有無を確認し、以下の流れで必要に応じた手続きを行います（p.10～「**日本女子大学安全保障貿易管理規程**」参照）。

〈輸出管理手続きフロー〉



リスト規制一覧

令和6年2月1日時点（出典：経済産業省『安全保障貿易管理の概要』p.18-19）

〈注意点〉

- ・複数の項目によって規制される場合がある → 例）工作機械：第2項12-1、第6項2
- ・リスト規制は原則、毎年改正されるので、最新の情報で規制の有無を確認する（詳細は[こちら](#)）
- ・装置が規制されていなくても、その部分品や附属品が規制される場合がある
- ・法令等に記載されている名称は一般的に使用されている名称と異なる場合がある（詳細は[こちら](#)）
→ 例）GPS：アビオニクス装置またはその部品（輸出令）、衛星航法システムから電波を受信する装置（貨物等省令）

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1. 武器		45 放射線遮蔽窓・窓枠		17 ふっ化ポリイミド等		5 反射鏡	
1 銃砲・銃砲弾等		46 放射線影響防止テレビカメラ・レンズ		18 プリブレグ・プリフォーム・成型品等		6 宇宙用光学部品等	
2 爆発物・発射装置等		47 トリチウム		19 ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他		7 光学器械又は光学部品の制御装置	
3 火薬類・軍用燃料		48 トリチウム製造・回収・貯蓄装置等		6. 材料加工		7-2 非球面光学素子	
4 火薬又は爆薬の安定剤		49 白金触媒		1 軸受等		8 レーザー発振器等	
5 指向性エネルギー兵器等		50 ヘリウム3		2 数値制御工作機械		8-2 レーザーマイクロフォン	
6 運動エネルギー兵器等		51 レニウム等の一次製品		3 歯車製造用工作機械		9 磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	
7 軍用車両・軍用仮設橋等		52 防爆構造の容器		4 アイソスタチックプレス等		9-2 水中検知装置	
8 軍用船舶等		3. 化学兵器		5 コーティング装置等		10 重力計・重力勾配計	
9 軍用航空機等		1 軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料		6 測定装置等		11 レーダー等	
10 防潜網・魚雷防網他		2 化学製剤用製造機械装置等		7 ロボット等		11-2 光センサー製造用マスク・レチクル	
11 装甲版・軍用ヘルメット・防弾衣等		3 反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等		8 フィードバック装置他		12 光反射率測定装置他	
12 軍用探照灯・制御装置		3-2. 生物兵器		9 絞リスピニング加工機		13 重力計製造装置・校正装置	
13 軍用細菌製剤・化学製剤等		1 軍用細菌製剤の原料		7. エレクトロニクス		14 光検出器・光学部品材料物質他	
13-2 軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物		2 細菌製剤用製造装置等		1 集積回路		11. 航法装置	
14 軍用化学製剤用細胞株他		4. ミサイル		2 マイクロ波用機器・ミリ波用機器等		1 加速度計等	
15 軍用火薬類の製造・試験装置等		1 ロケット・製造装置等		3 信号処理装置等		2 ジャイロスコープ等	
16 兵器製造用機械装置等		1-2 無人航空機（UAV）・製造装置等		4 超伝導材料を用いた装置		3 慣性航行装置	
17 軍用人工衛星又はその部分品		2 ロケット誘導装置・試験装置等		5 超伝導電磁石		4 ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム、電波受信機、航空機用高度計等	
2. 原子力		3 推進装置等		6 一次・二次セル、太陽電池セル		4-2 水中ソナー航法装置等	
1 核燃料物質・核原料物質		4 しごきスピニング加工機等		7 高電圧用コンデンサ		5 (1)から(4-2)までの試験・製造装置他	
2 原子炉・原子炉用発電装置等		5 サーボ弁、ポンプ、ガスタービン		8 エンコーダ又はその部分品		12. 海洋関連	
3 重水素・重水素化合物		5-2 ポンプに使用できる軸受		8-2 サイリスターデバイス・サイリスターモジュール		1 潜水艇	
4 人造黒鉛		6 推進薬・原料		8-3 電力制御用半導体素子		2 船舶の部分品・附属装置	
5 核燃料物質分離再生装置等		7 推進薬の製造・試験装置等		8-4 光変調器		3 水中回収装置	
6 リチウム同位元素分離用装置等		8 粉粒体用混合機等		9 サンプリングオシロスコープ		4 水中用の照明装置	
7 ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等		9 ジェットミル・粉末金属製造装置等		10 アナログデジタル変換器		5 水中ロボット	
8 周波数変換器等		10 複合材料製造装置等		11 デジタル方式の記録装置		6 密閉動力装置	
9 ニッケル粉・ニッケル多孔質金属		11 ノズル		12 信号発生器		7 回流水槽	
10 重水素・重水素化合物の製造装置等		12 ノズル・再突入機先端部製造装置他		13 周波数分析器		8 浮力材	
10-2 ウラン・プルトニウム製造用装置等		13 アイソスタチックプレス・制御装置		14 ネットワークアナライザー		9 閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	
11 しごきスピニング加工機等		14 複合材用の炉・制御装置		15 原子周波数標準器		10 妨害用水中音響装置	
12 1 数値制御工作機械		15 ロケット・UAV用構造材料		15-2 スプレー冷却方式の熱制御装置		13. 推進装置	
2 測定装置		16 ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等		16 半導体製造装置等		1 ガスタービンエンジン等	
13 誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等		17 ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他		17 マスク・レチクル等		2 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等	
14 アイソスタチックプレス等		18 アビオニクス装置等		17-2 マスク製造基材		2-2 人工衛星等の制御装置等	
15 ロボット等		18-2 ロケット・UAV用熱電池		18 半導体基板		3 ロケット推進装置等	
16 振動試験装置等		19 航空機・船舶用重力計・重力勾配計		19 レジスト		4 無人航空機等	
17 ガス遠心分離機ロータ用構造材料		20 ロケット・UAV発射台・支援装置		20 アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物		5 (1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等	
18 ベリリウム		21 ロケット用・UAV用無線遠隔測定装置他		21 燐・砒素・アンチモンの水素化合物		14. その他	
19 核兵器起爆用アルファ線源用物質		22 ロケット搭載用電子計算機		22 炭化けい素等		1 粉末状の金属燃料	
20 ほう素10		23 ロケット・UAV用A/D変換器		23 多結晶の基板		2 火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質	
21 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤		24 振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他		8. 電子計算機		3 ディーゼルエンジン等	
22 るつば		24-2 ロケット設計用電子計算機		1 電子計算機等		4 (削除)	
23 ハフニウム		25 音波・電波・光の減少材料・装置		9. 通信		5 自給式潜水用具等	
24 リチウム		26 ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー		1 伝送通信装置等		6 航空機輸送土木機械等	
25 タングステン		5. 先端材料		2 電子交換装置		7 ロボット・制御装置等	
26 ジルコニウム		1 ふっ素化合物製品		3 通信用光ファイバー		8 (削除)	
27 ふっ素製造用電解槽		2 (削除)		4 (削除)		9 催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等	
28 ガス遠心分離機ロータ製造装置等		3 芳香族ポリイミド製品		5 フェーズドアレーアンテナ		10 簡易爆発装置等	
29 遠心力式鈞合試験機		4 チタン・アルミニウム合金成形工具		5-2 監視用方向探知器等		11 爆発物探知装置	
30 フィラメントワインディング装置等		5 チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等		5-3 無線通信傍受装置等		15. 機微品目	
31 レーザー発振器		6 金属磁性材料		5-4 受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置		1 無機繊維他を用いた成型品	
32 質量分析計・イオン源		7 ウランチタン合金・タングステン合金		5-5 インターネット通信監視装置等		2 電波・赤外線吸収材・導電性高分子	
33 圧力計・ペロウズ弁		8 超伝導材料		6 (1)から(3)、(5)から(5-5)までの設計・製造装置等		3 核熱源物質	
34 ソレノイドコイル形超伝導電磁石		9 (削除)		7 暗号装置等		4 デジタル伝送通信装置等	
35 真空ポンプ		10 潤滑剤		8 情報伝達信号漏洩防止装置等		4-2 簡易爆発装置の妨害装置	
35-2 スクロール型圧縮機等		11 振動防止用液体		9 (削除)		5 水中探知装置等	
36 直流電源装置		12 冷媒用液体		10 盗聴検知機能通信ケーブルシステム等		6 宇宙用光検出器	
37 電子加速器・エックス線装置		13 セラミック粉末		11 (7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置		7 送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー	
38 衝撃試験機		14 セラミック複合材料		10. センサー等		8 潜水艇	
39 高速度撮影が可能なカメラ等		15 ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他		1 水中探知装置等		9 船舶用防音装置	
40 干渉計・圧力測定器・圧力変換器		16 ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他		2 光検出器・冷却器等		10 ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等	
41 核兵器起爆（試験）用貨物				3 センサー用の光ファイバー			
42 光電子増倍管				4 電子式のカメラ等			
43 中性子発生装置							
44 遠隔操作のマニピュレーター							

大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

令和4年10月7日時点（出典：経済産業省『安全保障貿易管理の概要』p.25）

懸念される用途	品目
核兵器	1 リン酸トリブチル（TBP）
核兵器、ミサイル	2 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
	3 チタン合金
核兵器	4 マルエージング鋼
核兵器	5 口径 75ミリメートル以上のアルミニウム管
核兵器、ミサイル	6 しごきスピニング加工機
	7 数値制御工作機械
	8 アイソスタチックプレス
	9 フィラメントワインディング装置
核兵器	10 周波数変換器
	11 質量分析計又はイオン源
核兵器、ミサイル	12 振動試験装置
	13 遠心力釣り合い試験器
	14 耐食性の圧力計・圧力センサー
	15 大型の非破壊検査装置
核兵器	16 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
	17 電圧又は電流の変動が小さい直流の電源装置
	18 大型発電機
	19 大型の真空ポンプ
	20 耐放射線ロボット
核兵器、ミサイル	21 TIG溶接機、電子ビーム溶接機
核兵器	22 放射線測定器
ミサイル	23 微粉末を製造できる粉砕器
	24 カールフィッシャー方式の水分測定装置
	25 プリプレグ製造装置

懸念される用途	品目
核兵器、ミサイル	26 人造黒鉛
ミサイル	27 ジャイロスコープ
	28 ロータリーエンコーダ
	29 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）
	30 クレーン車
生物兵器	31 密閉式の発酵槽
	32 遠心分離機
	33 凍結乾燥機
	34 耐食性の反応器
	35 耐食性のかくはん機
ミサイル、化学兵器	36 耐食性の熱交換器又は凝縮器
	37 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
	38 耐食性の充てん用の機械
ミサイル、生物・化学兵器	39 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）
	40 UAVに搭載するよう設計された噴霧器
化学兵器	41 N-(1-フェニル-4-ヒドロキシ)プロピオンニトリド（別名フェンタニル）(437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラリン-1-イル)エチル]-4-(メキシチル)-4-ヒドロキシ]プロピオンニトリド（別名アルフェンタニル）(71195-58-9)、メチル-1-フェニル-4-(N-フェニルプロパニド)ヒドロキシ-4-カルボキシレート（別名カルフェンタニル）(59708-52-0)、1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミノ)ヒドロキシ-4-カルボニルメチルエステル（別名レミフェンタニル）(132875-61-7)、N-[4-(メキシチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ヒドロキシ]プロピオンニトリド（別名スフェンタニル）(56030-54-7)

〈シリア向けの場合〉

懸念される用途	品目
化学兵器	1 ドラフトチャンバー
生物・化学兵器	2 フルフェイスマスクの呼吸用保護具
化学兵器	3 三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）(75-09-2)、N、N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他
	4 ジエチレントリアミン(111-40-0)
	5 ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド（別名臭化ピリドスチグミン）(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)
生物兵器	6 バイオセーフティキャビネット、グローブボックス
	7 バッチ式遠心分離機
	8 発酵槽
化学兵器	9 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ（を除く。）、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔
生物兵器	10 クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン
化学兵器	11 真空ポンプ又はその部分品
	12 化学物質の分析装置、検知装置等
	13 クロロアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）

懸念される用途	品目
化学兵器	14 チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロロアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	15 ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロロアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	16 チタン-ニッケルのパイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロロアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	17 アスベストの隔膜であって、クロロアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	18 ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロロアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	19 ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロロアルカリ電解槽に使用するように設計したもの
	20 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの
	21 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他

通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例

令和3年12月15日時点（出典：経済産業省『安全保障貿易管理の概要』p.30）

品目	品目
1 ニッケル合金又はチタン合金	16 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
2 焼結磁石	17 センサー用の光ファイバー
3 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	18 レーザー発振器又はその部分品
4 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの	19 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾（こう）配計又はこれらの部分品
5 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	20 重力計
6 軸受又はその部分品	21 レーダー又はその部分品
7 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）	22 加速度計又はその部分品
8 二次セル	23 ジャイロスコープ又はその部分品
9 波形記憶装置	24 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置またはこれらの部分品
10 電子部品実装ロボット	25 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
11 電子計算機又はその部分品	26 水中用のカメラ又はその附属装置
12 伝送通信装置又はその部分品	27 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
13 フェーズドアレイアンテナ	28 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
14 通信妨害装置又はその部分品	29 ガスタービンエンジン又はその部分品
15 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	30 ロケット推進装置又はその部分品
	31 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	32 航空機又はその部分品
	33 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
	34 フラッシュ放電型のエックス線装置

技術の内容と提供の形態

（出典：経済産業省『安全保障貿易管理の概要』p.11）

〈技術の種類〉

設 計	〈一連の製造過程の前段階のすべての段階〉 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等
製 造	〈すべての製造工程〉 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等
使 用	〈設計、製造以外の段階で以下のもの〉 操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理 ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

〈提供の形態〉

技術データ	文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラム（クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがある → 「役務通達」別紙1-2 ）
技術支援	技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他 技術データの提供も含まれる

居住者と非居住者、特定類型に該当する居住者

(出典：経済産業省『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版』p.30・34、『安全保障貿易管理の概要』p.14
『教職員・研究員の方へ経済産業省からのお知らせ』、『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ』)

〈居住者と非居住者〉

	居住者	非居住者
日本人	① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者	① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る）
法人等	① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館	① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

※上記によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者

〈特定類型に該当する居住者〉

	類型の定義	具体例
特定 類型①	外国法人等や外国政府等との契約により支配されている者 →外国政府や外国企業※1等と雇用契約等を結んでいる場合（外国の大学・研究機関を含む）	・外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む）をしている。 ・大学に所属して研究に従事しているが、外国企業※1の従業員として籍を残している。 ・学生の身分を有しつつ、外国企業※1に勤務している。
特定 類型②	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 →外国政府等から多額の金銭・利益を受けている場合	・外国政府から多額※2の留学資金を受けている。 ・外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額※2の研究資金や生活費の提供を受けている。
特定 類型③	国内において外国政府等の指示で行動する者	・日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている。

※1…外国企業とは、国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない

※2…多額とは、年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本女子大学（以下「本学」という。）における安全保障貿易管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに本学の学術研究活動の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- （2） 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- （3） 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- （4） 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- （5） リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。
- （6） リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物をいう。
- （7） キャッチオール規制 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- （8） 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- （9） 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- （10） 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- （11） 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- （12） 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- （13） 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- （14） 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5,6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- （15） 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- （16） 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿易局第492号）1(3)サ①から③までに該当する者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学の専任教職員その他本学に雇用される者（以下「教職員等」という。）及び本学の学生（科目等履修生、研究生等を含む）（以下「学生等」という。）並びに客員研究員、学術研究員、日本学術振興会特別研究員、委託研修員及びPD（以下「研究員等」という。）が本学における活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出（以下「輸出等」という。）に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される輸出等を行わない。

- (2) 輸出等にあたり、外為法等を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

第3章 管理体制

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学に安全保障貿易管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 輸出管理最高責任者は、本学の輸出管理に関する総括的責任を有し、輸出管理の重要事項における最終決定を行う。

3 輸出管理最高責任者は、輸出管理状況に関して理事長に報告する。

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に安全保障貿易管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）を置き、学長が選任する1名の副学長をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、最高責任者の指示の下に、本学における輸出管理に関する業務を統括し、規程等の改廃案の作成、該非判定及び取引審査の承認、調査、輸出管理に係る教育及び啓発並びに関係法令等の周知及び指導等を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、本学に安全保障貿易管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、研究支援課長をもって充てる。

2 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者を補佐し、特定類型該当者の把握、事前確認の承認、該非判定及び取引審査に係る申請書類の確認、経済産業省等への輸出管理業務に係る相談並びに輸出管理に係る関係部署との連絡及び調整等を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、輸出管理統括責任者の下に安全保障貿易管理委員会（以下「輸出管理委員会」という。）を置く。

2 輸出管理委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 輸出管理の法令遵守に係る研修及び啓発活動に関する事項
- (4) 輸出管理の調査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 輸出管理委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は輸出管理統括責任者とする。

- (1) 輸出管理統括責任者
- (2) 日本女子大学利益相反管理委員会の委員
- (3) 輸出管理責任者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

4 委員長は、輸出管理委員会の審議結果について輸出管理最高責任者に報告する

5 その他、輸出管理委員会の運営に関する事項は、日本女子大学利益相反管理規程第7条に定める。

(相談窓口)

第9条 輸出管理に係る相談窓口は、学務部研究支援課とする。

2 相談窓口は、輸出管理に係る相談を受け付けた場合、輸出管理責任者に報告する。

3 輸出管理責任者は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて輸出管理統括責任者に確認のうえ、窓口を通じて助言及び情報提供を行う。

第4章 輸出管理の実施

(輸出等の承認等)

第10条 教職員等で、自ら取引を行おうとする者又は主として指導及び受入を行う学生等や研究員等が取引を行おうとする者（以下「取引予定者」という。）は、事前に輸出管理責任者若しくは輸出管理統括責任者による承認及び必要に応じて経済産業大臣の許可（以下「承認又は許可」という。）を受

けなければならない。

(事前確認)

第11条 前条の承認又は許可を受けようとする取引予定者は、当該取引について、別に定める様式に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の可否について、輸出管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合には、取引予定者は、第12条の該非判定等の起票及び確認を行い、第13条の取引審査の申請を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、取引予定者は当該取引を行うことができる。

(該非判定等)

第12条 前条に定める事前確認の結果、取引審査の手續が必要と判断された取引予定者は、取引審査の申請前に、別に定める様式を用いて、該非判定、相手先及び用途の確認を行わなければならない。

2 該非判定は、次のとおり行う。

(1) 必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出について該非判定を行うときは、当該技術又は貨物の入手先から該非判定書を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該入手先から該非判定書を入手しなくても本学として前号の手續により該非判定ができる場合には、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

3 相手先及び用途の確認は、次のとおり行う。

(1) 相手先の概要、事業内容、研究内容等に関する情報により、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無及び通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無について確認する。

(2) 前項に定める該非判定の結果、非該当と確認され、かつ相手先の所在が輸出令別表第3の地域である場合には、前号の確認は不要とする。

(取引審査)

第13条 取引予定者は、取引審査の申請を行う場合、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める様式を作成し、前条に定める確認の結果を添えて、輸出管理責任者を通じて輸出管理統括責任者に提出し、承認を受けなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の申請があった場合、当該取引について取引審査を行う。この場合において、輸出管理統括責任者が必要と認めるときは、輸出管理委員会で審議することができる。

3 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査の結果、当該取引が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該取引を承認し、当該許可を要すると判断した場合は、輸出管理最高責任者に報告する。

4 取引予定者は、前項により承認が得られた取引について、仕様の変更や追加等が生じた場合、改めて第1項の手續を行う。

(許可の申請等)

第14条 輸出管理最高責任者は、前条第3項の報告を受けた場合、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 取引予定者は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 取引予定者は、技術の提供を実施する場合、次の事項を確認しなければならない。

(1) 第11条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手續が完了していること及び提供する技術の内容が、これらの手續において確認されたものと同一であること。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手續の確認は要さない。

(2) 外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合、経済産業大臣の許可が取得されていること。

(貨物の出荷管理)

第16条 取引予定者は、貨物の輸出を実施する場合、次の事項を確認しなければならない。

(1) 第11条第1項の事前確認及び第13条の取引審査手続が完了していること並びに輸出する貨物の内容が、これらの手続において確認されたものと同一であること。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

(2) 外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合、経済産業大臣の許可が取得されていること。

2 取引予定者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(関連書類の管理)

第17条 本学は、輸出管理に係る文書又は電磁的記録を、輸出等が行われた日から起算して、10年間保管する。

(監査)

第18条 輸出管理最高責任者は、本学における輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を実施する。

(調査)

第19条 輸出管理統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じで、リスト規制技術の保有状況等について調査を行う。

(教育等)

第20条 輸出管理統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、輸出等の業務に携わる教職員等、学生等及び研究員等に対し、輸出管理に係る教育を計画的に実施する。また、最新法令等その他の必要な情報を周知して啓発に努め、規程を遵守するために必要な指導を行う。

(違反等の報告)

第21条 教職員等、学生等及び研究員等は、外為法等若しくはこの規程に違反する事実がある又はそのおそれがあると知ったときは、速やかに輸出管理責任者にその旨を通報する。

2 輸出管理責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに輸出管理統括責任者に報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を輸出管理統括責任者に報告する。

3 輸出管理統括責任者は、前項の調査の結果、違反の事実が明らかになった場合又は違反したおそれのあることが判明した場合は、輸出管理最高責任者にその旨を報告する。

4 輸出管理最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応を指示するとともに、経済産業省等の関係機関に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(罰則)

第22条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者は、関係法令により罰則を受けるとともに、学内の規定に基づき処分の対象とする。

第5章 雑則

(事務)

第23条 輸出管理に関する事務は、研究支援課が行う。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、輸出管理委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織変更に伴う改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (管理体制等の変更に伴う改正)

この規程は、日本女子大学安全保障輸出管理規程の名称を変更し、2025年4月1日から施行する。

連絡先 日本女子大学 安全保障貿易管理相談窓口（学務部 研究支援課）

mail: srf@atlas.jwu.ac.jp ／ tel: 03-5981-3275